相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市高砂町二九八二番地、最後の住所栃木県宇都宮市高砂町二番八号　被相続人　亡　坂入　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二一号オノセビル五階　タナブ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田名部哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市相生町一丁目二七四番地、最後の住所群馬県桐生市仲町三丁目五番二八号　被相続人　亡　塩谷　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

事務所群馬県桐生市巴町二丁目六番地四巴町コロンバスタワー一―B号室　相続財産管理人　江原　崇人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道伊達市長和町四六七番地、最後の住所埼玉県さいたま市桜区田島六丁目一番九号四〇五　被相続人　亡　奥村　幸士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

事務所　埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番二号駒崎ビル二〇三村井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村井　勝美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県浦安市当代島三丁目一三番、最後の住所千葉市緑区辺田町六〇四番地　松風園　被相続人　亡　村田　重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル六階きさらぎ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中村　礼奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市大井一七六九番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂巻　和佳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

事務所千葉県松戸市松戸一一七六―四あいおいニッセイ同和損保松戸駅前ビル三階吉成総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　榎本　光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都昭島市昭和町二丁目七五一番地、最後の住所東京都昭島市昭和町二丁目三番三号　被相続人　亡　町田　好秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市栄町二丁目一五一番地、最後の住所神奈川県小田原市栢山二九一九番地報徳マンション一〇三　被相続人　亡　中島　智哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　相続財産管理人　村松　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市上森田町第一四号一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋田きぞゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

福井市順化一丁目九番一二号　相続財産管理人　弁護士　小酒井好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区王子本町二丁目一一番地二、最後の住所静岡県伊東市八幡野一〇二七番地伊豆高原ゆうゆうの里一二〇九号　被相続人　亡　小林　末子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

静岡県沼津市市場町八番一五号　相続財産管理人　弁護士　平岩　哲行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市小西郷五七七番地、最後の住所京都市山科区四ノ宮小金塚八番地の七四五　被相続人　亡　小島チヱ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階　京都法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村松いづみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西成区玉出西二丁目五七番地、最後の住所大阪市西成区玉出西二丁目一五番一号　被相続人　亡　島　興子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

大阪市中央区平野町二丁目二番一三号マルイト堺筋ビル三階　相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市栄町二丁目一五一番地、最後の住所神奈川県小田原市栢山二九一九番地報徳マンション一〇三　被相続人　亡　中島　智哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　相続財産管理人　村松　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市上森田町第一四号一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋田きぞゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

福井市順化一丁目九番一二号　相続財産管理人　弁護士　小酒井好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区王子本町二丁目一一番地二、最後の住所静岡県伊東市八幡野一〇二七番地伊豆高原ゆうゆうの里一二〇九号　被相続人　亡　小林　末子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

静岡県沼津市市場町八番一五号　相続財産管理人　弁護士　平岩　哲行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市小西郷五七七番地、最後の住所京都市山科区四ノ宮小金塚八番地の七四五　被相続人　亡　小島チヱ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階　京都法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村松いづみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西成区玉出西二丁目五七番地、最後の住所大阪市西成区玉出西二丁目一五番一号　被相続人　亡　島　興子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

大阪市中央区平野町二丁目二番一三号マルイト堺筋ビル三階　相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之

山林売却のお知らせ

下記の山林を売却するので、買受けを希望される方は、平成23年11月18日までに当財団事務所までお申し込み下さい。

記

物件の場所	三重県津市美杉町下の川字井戸谷１番	33.59ha
	八手俣字大河内	65.27ha
	和歌山県新宮市熊野川町滝本字北谷奥	221.46ha
	合　計	320.32ha

上記、山林の約８割はスギ・ヒノキの植栽地であり、その山林は、全て水源涵養保安林及び土砂流出防止保安林の指定を受けているので、森林法第34条に基づく保安林の制限を受けています。

平成23年11月9日

東京都渋谷区千駄谷四丁目３番１号
サロン・ド・シャポー606

財団法人木原営林大和事業財団
理事長　吉田　雅文